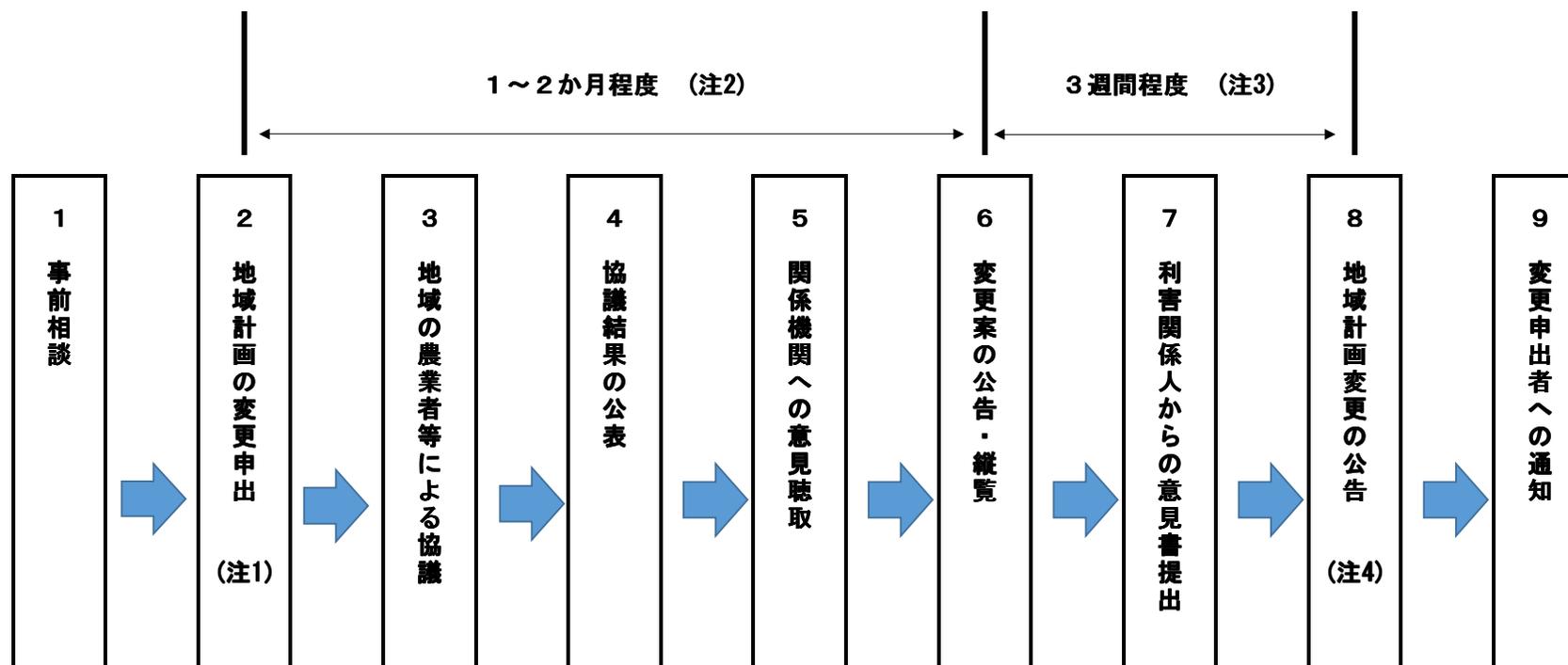


地域計画の変更手続きの流れ 及び 所要期間の目安

【変更手続きについて】

○地域計画の区域内の農地であって、土地の利用方法を変更する場合に、下記の変更手続きを行います。

○下図に示す流れは、地域計画変更のタイミングが「随時変更」の場合です。



注1 「地域計画の変更申出書」の提出期限は、毎月末日（末日が土日祝日の場合は、前日）とします。

注2 地域の農業者等による協議（座談会等）の開催方法、時期、参集対象者、開催主体等は、変更の内容に応じて調整します。また、地域農業への影響が限定的な変更内容の場合等では、協議を省略します。

注3 変更案の縦覧期間は2週間です。その間に利害関係人からの意見書が提出された場合は、計画変更内容の調整等のため計画変更の公告までに更に処理期間を要する場合があります。

注4 地域の農業者等からの申出による変更以外にも、鹿沼市では定期的に地域計画を変更します。（年1回程度）